

名護市立瀬喜田小学校に係る特色ある教育の導入等に向けた サウンディング型市場調査 実施要領

1 目的

令和7年2月に策定した「名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」(<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2025020700028/>)において、名護市立瀬喜田小学校（以下「瀬喜田小」という。）の適正化を図る方策として下記のとおり定めました。

- (1) 小規模特認校制度を活用し**特色ある学校を構築**し、併せてこれをPRすることにより、複式学級の解消を目指します。（令和9年度実施目標）
- (2) **放課後の子供の居場所**設置について、事業形態や事業主体も含めて教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。（令和7年度協議開始）
- (3) (1)の開始から5年毎を目途に検証を行い、複式学級の解消が今後見込めないと判断された場合は、東江小学校への統合について保護者及び地域住民等と協議します。なお、統合の際には、これまでの事例と同様に、スクールバスの運行など登下校時の通学支援を検討します。

瀬喜田小校区の子供の数では、複式学級の解消は見込めず、小規模特認校制度を活用して、校区外の児童を受け入れることで複式学級の解消を目指しております。そのためには、上記のとおり、「特色ある学校の構築」と「放課後の子供の居場所」が不可欠となっております。

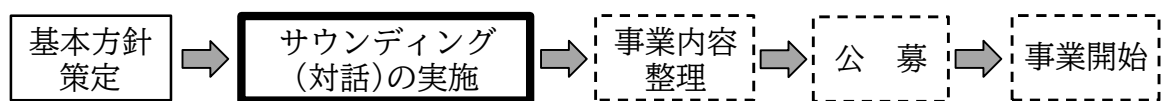
本調査は、上記方策を実現するために、民間事業者等との連携可能性を把握することを目的に実施します。

2 サウンディング（対話）の概要及び申込み方法

- (1) 実施日 令和8年8月19日（水）※応募者が多数の場合は、直接対話希望者を優先し、別日にお問い合わせがあります。
- (2) 会場 名護市立瀬喜田小 音楽室（2階）
- (3) 対象者 民間企業者等（民間企業者等とは、株式会社、有限会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人並びに地縁による団体等であって、提案内容を適切かつ的確に実施することができる意志及び能力を有する者です。そのため、単なる提案のみに留まる者については対象外となります。）
- (4) 実施方法 直接対話（1事業者30分～60分以内で実施予定）
※アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別で行います。
※事前に「ヒアリングシート」を提出いただき、シートを活用して対話を行います。
※ご希望によりオンラインによる対話も可能です。
- (5) 参加申込 「エントリーシート」（様式1）を記入し、E-mailへ添付の上、お申込みください。
【申込期間】令和8年7月29日（水）午後5時まで
【申込先】名護市教育委員会総務課
kyouikusoumu@city.nago.lg.jp
※件名を【対話参加申込】としてください。
- (6) 資料提出 可能な範囲で「事前ヒアリングシート」（様式2）を記入し、E-mailへ添付の上、お申込みください。
【申込期間】令和8年8月10日（月）午後5時まで

【申 込 先】名護市教育委員会総務課
kyouikusoumu@city.nago.lg.jp
※件名を【ヒアリングシート提出】としてください。

(参考) 今回の対話の位置づけ



※今後の想定プロセス (予算が伴う場合)

3 募集テーマ

「1 目的」で示した瀬喜田小の適正化を図る方策に資する提案を募集します。

- (1) 特色ある教育についての提案
- (2) 放課後の子供の居場所についての提案

4 提案に当たっての注意点

- (1) 特色ある教育については、「5 瀬喜田小の概要」から見える学校の強みを維持しながら、次ページ「(2) 学区経営の基本」の実現を目指します。「5 瀬喜田小の概要」「(3) 児童生徒の状況」において記載があるとおり、「将来の夢や目標を持っている」児童の割合が低い傾向があることから、「キャリア教育」は目的達成のためのひとつの手がかりと考えています。しかしながら瀬喜田小は、少人数教育、豊かな自然環境、地域との結びつき、地域住民との協働など様々な資源(魅力)があると考えているため、それらを生かした幅広い提案を求めます。

※例：地域資源を活用した探究学習・企業との連携・自然体験・海洋教育・ICT教育・国際交流等(あくまで例示です。記載していない提案も歓迎します。)

- (2) 放課後の子供の居場所については、現在設置されているこどもの家への運営支援や新たな手法について幅広い提案を求めます。
- (3) 教員負担増を前提とする提案は原則対象外とし、外部人材の活用、運営支援、コーディネーター機能を重視します。
- (4) 対話では次の視点を中心に伺います。
教育効果・継続性・実現可能性・地域との連携・費用負担・教員負担・横展開の可能性(東江小・中)

5 瀬喜田小の概要

- (1) 学区の概況(教育計画から抜粋)

瀬喜田小は、市街地から南へ約9km離れた国道沿いの農村地帯に位置し、名護市民ビーチに面している。自然ビーチでは西海岸随一の美しさを誇り、色とりどりに輝く海越しに万国津梁館や嘉津宇岳、伊江城山等を眺望でき、名護湾を一望できる景観にも恵まれている。

創立136年の歴史と伝統ある学校で、校庭には全校児童を包み込むようにせんだんの大木がそびえ立ち、学校・地域のシンボルとなっている。学区は喜瀬、幸喜、許田の3区から成り、地域の方に見守られながら、安全な登校と定時登校に努めている。

児童は、素直で明るく人なつこい。登校時の縦割り班での早朝美化活動は、瀬喜田小学校の特色ある取組となっている。また、喜瀬、幸喜、許田の3区を「三共(さんきょう)」と呼び、家庭・地域は「三共」を合言葉に結束が強く、学校への理解があ

り親身に協力している。

- (2) 学区経営の基本 (P. 5 「令和8年度 瀬喜田小学校 学校経営グランドデザイン」参照)

ア 校訓

「強く やさしく たくましく」

- ・「強く」とは心身ともにじょうぶで、且つ 勇気があることの意
- ・「やさしく」の心根は思いやる心、いたわりの心の意
- ・「たくましく」は根性、不とう不屈の精神の意

イ 学校教育目標

総括目標 「夢に向かって たくましく生きる子」

「よく考え進んで学ぶ子」「仲良く思いやりのある子」「健康でたくましい子」

ウ 三校区幼児児童生徒につけたい力 (東江三校区学校運営協議会)

「人を大切にする力」「自分の考えを持つ力」「自分を表現する力」「チャレンジする力」

理念 : 地域に誇りを持ち 明るい未来を歩む 児童生徒の育成

- (3) 児童生徒の状況

ア 在籍数 (令和8年7月1日現在)

1・2年複式学級		3・4年複式学級		5・6年複式学級		合計
1年	2年	3年	4年	5年	6年	
3人	3人	2人	5人	2人	8人	23人

※上記他、知的学級3人 情緒学級1人

イ 特徴 (諸調査の結果)

【肯定的割合が比較的高い項目】

- ・自分にはよいところがある
- ・先生は、あなたのよいところを認めてくれる
- ・人の役に立つ人間になりたい
- ・学校に行くのは楽しい
- ・友人関係に満足している
- ・普段の生活の中で幸せな気持ちになる

【肯定的割合が比較的低い項目】

- ・将来の夢や目標を持っている

- (4) 放課後の子供の居場所の状況

令和7年度から地元住民有志により「名護市こどもの家事業」を瀬喜田小校内にて実施しています。実施時間の延長や長期休暇中の実施など更なる拡充が求められています。「名護市こどもの家事業」については下記HPをご確認ください。

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2025081800026/>

6 提案できない民間事業者等

- (1) 個人 (個人事業者を除く。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生手続又は再生手続等を行っている者
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

- (6) 名護市指名停止等事務処理要綱(平成 20 年告示第 93 号)に基づく指名停止措置を受けている者
- (7) 個人(個人事業者に限る。)又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税(1 市県民税(特別徴収・普通徴収)、2 法人市民税3、固定資産税)を滞納している者
- (8) 公共性・公平性に問題がある等その他本市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した者

7 不相当となる提案内容

- (1) 名護市が実施している事業と競合する提案
- (2) 法令に反すると認められる提案
- (3) 既存事業を安価に受託しようとする提案
- (4) 単に自社製品のあっせんを求めている提案
- (5) 業務の効率化が図られることなく、市に新たな経費負担が生じるだけの提案
- (6) 制度趣旨に該当しない提案
- (7) その他教育長が特に認められないとする提案

8 留意事項

- (1) サウンディング(対話)への参加実績は、今後の事業での公募等に際し優位性を持つものではありません。
- (2) 対話内容は、今後の公募に向けた検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言ともあくまで対話時点の想定とし、何ら約束をするものではありません。
- (3) 名護市教育委員会が提案への対応やその実現に対して、法的義務を負うものではありません。
- (4) 契約手続きにより公募等が必要になる場合、名護市教育委員会が提案者から得た情報の全部または一部を利用し、公募等の仕様書を作成させていただくことがあります。
- (5) 名護市教育委員会は対話に係る一切の経費(企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等)を補填、賠償いたしません。
- (6) 必要に応じて、メール・電話等による追加サウンディング(対話)を実施させていただく可能性がありますので、ご協力をお願いします。
- (7) 実施結果については、概要をホームページ等で公開します。その際に、参加された民間事業者の名称は公表しません。また、公表にあたっては、参加された民間事業者等にあらかじめ内容の確認を行います。
- (8) 提案において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについて、名護市教育委員会に故意または重大な過失がある場合を除き一切の責任を負いません。

9 担当及び連絡先

課・担当	沖縄県名護市教育委員会 総務課
所 在	〒905-8540 沖縄県名護市港1-1-1
電話番号	0980-53-1212 (内線 379)
E-mail	kyouikusoumu@city.nago.lg.jp

